

滝上町からのお知らせ（12月25日現在） 新型コロナウイルス感染症対策について

北海道内における新型コロナウイルスの感染状況を受け、現在北海道は令和3年1月15日（金）までを「集中対策期間」とし、さらなる感染防止対策の徹底を道民に呼びかけています。

新規感染者の発生は減少傾向へと転じていますが、医療提供体制のひっ迫は継続していることから、以下のとおり年末年始の取組について協力が要請されています。

また、12月24日（木）には、年末年始を迎えるにあたり、北海道知事・札幌市長・北海道市長会長・北海道町村会長から北海道全域を対象に共同メッセージが出されました（本紙裏面をご確認ください）。

町民の皆さまには、年末年始にわたり、気を緩めることなく感染防止対策の実施にご協力くださいますようお願いいたします。

新型コロナウイルス集中対策期間

令和2年12月26日（土）
～令和3年1月15日（金）

※下記は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく北海道対策本部長からの協力要請です。
※北海道独自の警戒ステージは3のまま、札幌市を対象に警戒ステージ4に相当する強い措置を講じるものです。

○不要不急の札幌市との往来自粛

※現時点では、北海道内における不要不急の往来自粛対象地域は札幌市のみとなっています。
旭川市においては、市内に向けて感染リスクを避けられない場合の外出自粛が要請されています。

○行動制限が要請されている道外地域との往来自粛

※現時点において、東京都をはじめとする首都圏、大阪府、愛知県などが行動制限の要請をしています。
感染拡大状況により、要請内容は変化することから、道外地域との往來の際は、移動先の都府県の情報をご確認ください。

○年末年始の感染防止対策

- ・感染リスクを回避できない場合、忘年会や新年会などへの参加を控える
- ・同居者を除き「5人以上」、「2時間超」の飲食を控える
- ・年末年始の帰省は、オンライン帰省も検討する

上記のほか、以下の感染防止対策の取組要請も継続されています。

- ・マスクの着用と手洗いの徹底
- ・体調が悪い場合の外出自粛
- ・札幌市内の接待を伴う飲食店の営業時間の短縮（午前5時～午後10時）
- ・年末年始の事業所の挨拶まわりはオンラインでの方法を検討する
- ・テレワークの推進や時差出勤などの活用
- ・国の接触確認アプリ（COCOA）や北海道のコロナ通知システムの活用

札幌市との往来自粛の延長を受け、1月15日（金）までの間、滝上町が主催する行事や会議のうち、札幌市から講師などを招くものは、可能な限りオンラインを活用した方法へ変更することとしました。
年末年始をまたぐ、長期の集中対策期間となりますが、町民の皆様には気を緩めることなく感染防止対策の実施にご協力くださいますようお願いいたします。

このお知らせに関するお問い合わせ先：滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部 感染症対策部（保健福祉課） ☎29-2111(216・234)

裏面もご覧ください